

桶川市公共下水道施工承認工事申請基準

1 原則

公共下水道処理区域内で行う下水道法第16条における施工承認工事については、法令の定めによる外、この基準によるものとする。

2 申請から完成までの手続き

- (1) 「公共下水道工事施工承認申請書（様式第1号）」を提出。
申請書1部・添付資料（案内図，構造図等）2部とする。
- (2) 桶川市（下水道課）が、「公共下水道工事承認書（様式第2号）」を発行。
- (3) 施工。ただし、申請内容に変更が生じた場合には、直ちに桶川市と協議する。
- (4) 工事完成後速やかに「公共下水道工事完成検査申請書（様式第3号）」を提出。
申請書1部・添付資料（案内図，出来高管理図等）2部・写真1部とする。
- (5) 現地検査
- (6) 施工者（申請者）の求めがあった場合には「公共下水道工事完成検査結果通知書（様式第4号）」を発行する。

3 汚水施設施工基準

(1) 管渠

- ア 管種は、下水道用リブ付き硬質塩化ビニル管とする。
- イ 管径は、200mmとする。
- ウ 勾配は、10%とする。
- エ 土被りは、1.2m以上とする。
- オ 既設管渠との接続は、人孔（割込み人孔）を設置する。

(2) 人孔

- ア 1号人孔の設置とする。
- イ 人孔蓋は、桶川市型デザインの鋳鉄製として、下水道課と協議の上、T-14又はT-25とする。
- ウ 十字路、丁字路には、桶川市型デザインのノンスリップタイプの蓋を設置する。
- エ 足掛け金物は、流出管側・幅40cm・滑り止め機能・反射機能・耐腐食及び耐衝撃等に優れ、安全に昇降できるものを設置する。
- オ 管渠と人孔との接続箇所は、可とう継ぎ手を設置する。
- カ 流入（上流）管と流出（下流）管との段差が60cm以上の場合は、外副管を設置する。現場状況によっては、下水道課と協議の上、内副管でも可とする。

キ 流入管と流出管との最少段差は、直線の場合 2 c m、方向の変わる箇所は 3 c mとする。

(3) 取付管

ア 管種は、硬質塩化ビニル管とする。

イ 管径は、1 5 0 mmとする。

ウ 取付支管同士の離隔は、1. 0 m以上確保する。

エ 支管は、可とう支管を使用する。

オ 支管取付け（本管削孔）は、ホルソー等の機械を使用し、本管を破損させないように丁寧に仕上げをする。また、既設管への取付け位置は管半分より上部へ取り付ける。

※ 陶管を削孔する場合は特に注意を払い施工する。

カ 公共柵と本管との間に落差がない場合（取付管勾配を 2%とって、本管との段差が 2 0 c mを切る場合）は、**浅埋支管**を使用する。

キ 埋め戻しに使用する材料は、再生砂を使用する。

ク 給水管等の引き込みは、下水道管と同一堀山に埋設しない。

(4) 公共柵

ア 柵は、塩化ビニル製品とする。

イ 蓋は、桶川市マーク入り硬質塩化ビニル製または鋳鉄製とする。

ウ 柵は、道路境界から柵中心までの距離は 5 0 c mの位置とする。

※ 現場の状況により変更になる場合は下水道課と協議の上、着手する。

エ 柵の立上げは、直径 2 0 0 mmの塩化ビニル管とする。

オ 深さが 1. 5 mまでは、3方向から流入可能な横型柵とする。

カ 深さが 1. 5 m以上の場合は、ドロップ式の柵とすることができる。

キ 柵の深さは、道路面より 0. 8 5 m以上とする。

(5) その他

ア 共同住宅の建築に伴い 1 日の汚水排出量が桶川市公共下水道の計画汚水量を超える場合は、事前に下水道課と協議する。

イ 本基準に定義されていない事項、またはやむを得ず本基準による施工ができない場合は、下水道課と協議する。

附 則

(施行期日)

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。